行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年9月4日	阪急タクシー 株式会社(法人番号8120901025225) 代表者 小野 浩幸	大阪府池田市空港1丁目9番10号	伊丹営業所	兵庫県伊丹市西台3丁目1番22号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年6月9日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診状況】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	4	0
令和8年9月7日	トモエ交通 株式会社(法人番号6120001158489) 代表者 竹本 能偉	大阪府守口市南寺方東通5丁目26番16号	守口営業所	大阪府守口市南寺方東通5丁目26番16号	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年9月7日	平和タクシー 株式会社(法人番号3120101006352) 代表者 後藤 光典	大阪府堺市堺区南島町4丁153番地	本社営業所	大阪府堺市堺区南島町4丁153番地	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年9月7日	イレブン交通 株式会社(法人番号4120901028090) 代表者 坂田 孝誠	大阪府豊中市千里園1丁目5番6	豊中営業所	大阪府豊中市千里園1-5-6	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年9月9日	ToP fashion 合同会社(法人番号8120003011834) 代表者 鄒 成材	大阪府大阪市浪速区恵美須西2丁目6番5号	本社営業所	大阪府大阪市生野区鶴橋4丁目13番25号	輸送施設の使用停止(80日車)	道路運送法(以下「法」)第20条、法第27条第3項及び法第95条	令和8年1月13日及び同年3月3日、新規許可を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法第20条)、(2)点呼の実施義務違反【未実施】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(3)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(5)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(6)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反【大部分不適切】(運輸規則第38条第1項)、(7)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記録】(運輸規則第38条第1項)、(8)自動車に関する表示義務違反(法第95条)	8	8

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年9月9日	株式会社 WAVE(法人番号2120001210823) 代表者 堀江 拓	大阪府吹田市芳野町5番71号	本社営業所	大阪府吹田市芳野町5番71号	輸送施設の使用停止(60日車)	道路運送法(以下「法」)第20条、法第27条第3項及び法第95条	令和8年2月20日及び同年2月27日、新規許可を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法第20条)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4)業務の記録義務違反【記録】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(5)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(6)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(7)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、(8)自動車に関する表示義務違反(法第95条)	6	6
令和8年9月10日	株式会社 美格貿易(法人番号3120001138353) 代表者 由 軍	大阪府泉佐野市下瓦屋369-10	本社営業所	大阪府泉佐野市下瓦屋369-10	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年2月18日、新規許可を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【未実施】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(4)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年9月17日	錦タクシー 株式会社(法人番号3120001024735) 代表者 遠藤 裕	大阪府大阪市天王寺区上汐6丁目1番5号	本社営業所	大阪府大阪市天王寺区上汐6丁目1番5号	輸送施設の使用停止(80日車)	道路運送法(以下「法」)第25条	令和8年3月11日、関係機関からの情報提供を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者の制限違反(法第25条)	8	8
令和8年9月28日	鳩タクシー 株式会社(法人番号2120001125410) 代表者 馬場 毅	大阪府大阪市生野区巽西2－15－25	本社営業所	大阪府大阪市生野区巽西2丁目15番25号	輸送施設の使用停止(40日車)	道路運送法(以下「法」)第13条	令和8年3月3日、同年5月21日及び同年6月4日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(法第13条)	4	4